

平成 2 5 年度
第 3 回 堺市がん対策推進委員会 資料

日時：平成 2 5 年 1 1 月 1 3 日（水） 1 4 時から

場所：堺市役所 本館 6 階 会議室

がん医療の充実と緩和ケアの推進

1 がん医療の推進及び緩和ケアの推進
条例

（がん医療の推進）	
第 9 条 市は、大阪府及び専門的ながん医療を提供する医療機関と連携し、がん患者が等しくがんの病状に応じたがん医療を受けることができるよう、在宅医療を含めてその環境整備に努めるとともに、質の高いがん医療を提供するため、次の各号に掲げる施策の推進に努めるものとする。	
(1) 厚生労働大臣が指定する地域がん診療連携拠点病院との連携	
(2) 大阪府が指定する大阪府がん診療拠点病院との連携	
(3) 前 2 号に掲げる病院とその他の医療機関等との役割分担及び連携	
(4) がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択するため、医療及び介護の提供体制の整備並びに地域包括支援センター等関係機関との連携	
(5) 継続した医療、看護及び介護を提供するための地域連携クリニカルパスの普及並びに推進に必要な関係機関との連携	
(6) 前各号に掲げるもののほか、がん医療の推進のために必要な施策	
（緩和ケアの推進）	
第 1 0 条 市は、大阪府等と連携し、がん患者の身体的若しくは精神的苦痛又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担の軽減を目的とする医療、看護、介護その他の行為（以下「緩和ケア」という。）の充実を図るため、次の各号に掲げる施策の推進に努めるものとする。	
(1) 緩和ケア病棟、緩和ケアチーム及び緩和ケア外来の整備	
(2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の研修	
(3) がんと診断された段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進	
(4) 緩和ケアに関する専門医療機関並びに緩和ケアに係る関係者及び団体との連携協力体制の整備	
(5) 在宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備	
(6) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策	

課題

・ 拠点病院等と地域医療機関との連携不足による適切な医療の提供が出来ていない
--

主な取組み内容

条例	実施主体	対象 (働きかけが必要な相手)	事業名等	主な内容	実績など
第 9 条	府やがん診療拠点病院等	医療機関等	がん診療拠点病院等との連携	府やがん診療拠点病院等で組織する「堺市医療圏がん診療ネットワーク協議会」を通じて関係機関と連携を深め課題の解決に向けた検討を実施。	堺市医療圏がん診療ネットワーク協議会への参加
第 1 0 条		医療機関等	緩和ケアに関する関係機関等との連携	現段階において堺市が取り組むべき課題の抽出や情報収集には至っていないため、今後緩和ケアに関して活動を行っている会議などに出席し情報収集に努め、府やがん診療拠点病院等と連携し切れめのない医療体制の整備に努める。	

平成24年度 大阪府のがん診療拠点病院配置図

がん医療の充実

【医療提供体制の推進】

◆ 医療機関の連携・協力体制の整備

府における全がん患者の5年相対生存率は、他都道府県と比べて低い傾向にあり、府民が皆均しく標準的な治療を受けられる体制の構築（がん医療の均てん化）が重要です。

一方、府内には、多くの医療機関があり、がん治療実績の豊富な医療機関が多数存在します。

府は、このような医療機関のうち一定の要件を満たす病院について、がん医療の均てん化を図るために、大阪府がん対策推進委員会がん診療拠点病院部会（以下、「がん診療拠点病院部会」とします。）の意見を聞いて、国指定拠点病院については国への推薦を、府指定拠点病院については府で指定を行ってきました。

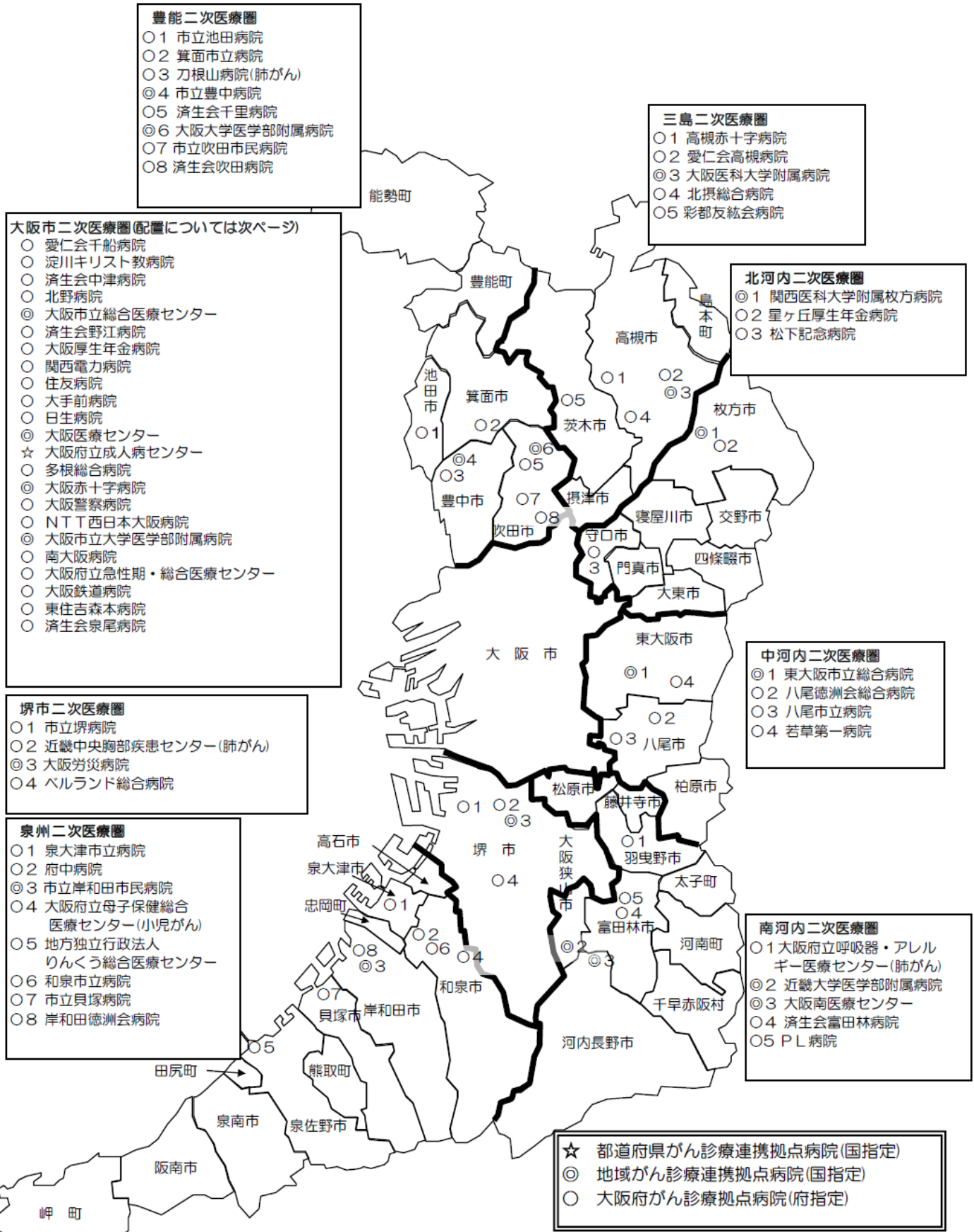
そして、これらががん拠点病院を中心とした連携・協力体制を構築することとしています。

※がん拠点病院の分類

都道府県がん診療連携拠点病院	当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担う病院。 概ね都道府県に1か所国が指定。
地域がん診療連携拠点病院	二次医療圏※におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担う病院。 概ね二次医療圏内に1か所程度国が指定。
大阪府がん診療拠点病院	地域における専門的ながん診療機能の充実を図るため、集学的治療の提供体制又は特定部位・分野における診療実績等、一定の要件を満たす医療機関として、府が指定するもの。

※二次医療圏

医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域として、特殊な医療を除く、主として病院及び診療所の病床の整備を図る地域単位で、大阪府は8つの二次医療圏からなっています。



◆ 緩和ケアの普及

がん患者・家族には、痛み、倦怠感、吐き気、食欲不振、呼吸困難などの「身体的な苦痛」のみならず、不安や抑うつといった「精神的な苦痛」、仕事や経済的な問題や治療・療養の場所の問題などの「社会的な苦痛」、「なぜ私のがんに罹ったのか」、「私の人生はなんだったのだろうか」など自分の存在意味や価値への問いといった「スピリチュアルな苦痛」等、様々なつらさが存在します。

がん医療の提供にあたっては、がん患者の治療・療養の時期や場所を問わず、身体的苦痛のみではなく、患者・家族の心理状態や家庭環境、人間関係、人生観や価値観なども対象とした「全人的なケア」の提供が必要となります。

「緩和ケア」とは、いわゆる「終末期ケア」や「ターミナルケア」だけでなく、診断時やがんと告知された時の心理的な落ち込みや、抗がん治療中の副作用症状の緩和など、いかなる闘病時期においても、さらに、病院、自宅など療養の場所を問わず、患者・家族のつらさを全人的に緩和することをいいます。

がん患者・家族のもつ様々なつらさに対する全人的なケアを実施し、生活の質（ＱＯＬ）の向上を実現するためには、がん医療に携わるすべての医療従事者のみならず、がん患者を含めた府民が、「緩和ケア」に関する正しい認識、知識を持つ必要があります。

1 取組の内容

【１】 普及啓発

緩和ケアの普及を図るためには、体制整備や人材育成に取り組む必要があり、そのための基盤として、医療従事者、がん患者・家族のみならず府民全体が、緩和ケアに関する正しい知識を持つことが不可欠です。

そこで、府及び国指定拠点病院・府指定拠点病院は、関係団体、患者団体及びメディア等の協力を得ながら、医療従事者やがん患者・家族、府民が持つ「緩和ケア＝終末期」といった誤解や、医療用麻薬に対する誤ったイメージが解消されるよう、緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発を充実します。

【２】 がん拠点病院を中心とした緩和ケア提供体制の推進

平成２４年４月現在、府内で１４病院指定されている都道府県拠点病院・国指定拠点病院においては、全病院で外来緩和ケアを提供する体制が整備されています。

また、府指定拠点病院においては、４６病院中３２病院において外来緩和ケアを提供する体制が整備されています。

地域における外来緩和ケアの提供にあたっては、各がん拠点病院における緩和ケア外来の実施状況を把握し、がん患者・家族にとって地域において十分な緩和ケアが提供されるよう、需給状況を踏まえながら、国指定拠点病院だけでなく、府指定拠点病院においても体制整備が推進されるよう取り組みます。

緩和ケアを推進する上では、患者及び家族の利便性をふまえた提供体制の確保が必要であり、がん拠点病院だけで緩和ケアが完結するものではありません。

そこで、府は、二次医療圏毎に国指定拠点病院が中心となり、地域医療機関、薬局等との情報共有を図り、緩和ケアに係る地域連携の推進に向けた課題を検討するための仕組みづくりに取り組みます。

今後、地域における連携体制の構築を促進するために、大阪府がん対策推進委員会緩和ケア推進部会において、検討すべき事項として、

- ①診断時からの緩和ケアの提供方法
- ②痛みに関する評価についての医療従事者間の情報共有
- ③症状増悪などの急変時対応
- ④がん疼痛緩和地域連携クリティカルパス（緩和ケアパス）の運用
- ⑤専門的緩和ケアの提供体制の整備（緩和ケアチーム・緩和ケア外来）
- ⑥患者・家族・遺族に対する「こころのケア」のあり方
（※臨床心理士等、こころのケアの専門家を緩和ケアチーム員として位置付けるか等）

等が考えられます。

そこで、これらの実施状況を把握し、効果的な取組事例については、がん診療連携協議会等を通じて、国指定拠点病院・府指定拠点病院を中心に地域への普及を図ります。

◆ 在宅医療体制の充実

在宅がん医療には、大きく分けて二つの側面があります。ひとつは、医療依存度が高く、毎日医療処置を受ける必要のある人が、入院せず自宅で通常の生活をしながら、化学療法（抗がん剤治療）や症状緩和治療などを受けるため通院するというものです。もうひとつは、がんの進行とともに現れる様々な症状を和らげながら、人としての尊厳を損なうことなく自宅で最期を迎えるという看取りの医療（ターミナルケア）です。

がん対策における在宅医療体制の充実は、退院直後から療養生活の質の向上に着眼し、がん患者・家族の希望により、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できるよう、在宅で受けられる緩和ケアを含めた在宅医療・介護を提供していくための体制の充実を図る必要があります。

1 取組の内容

【1】 地域医療連携の推進

（1）地域連携クリティカルパス等を活用した在宅医療連携の推進

国指定拠点病院を中心に、がん疼痛緩和地域連携クリティカルパス（緩和ケアパス）をはじめとする地域連携クリティカルパス等の活用を図り、専門的・集中的治療を行う専門病院と外来・在宅医療を担う地域のかかりつけ医等が患者の診療計画を共有し、切れ目のない医療を行うことにより、がん患者が、がん患者・家族の希望により、退院直後から住み慣れた家庭や地域で質の高い療養生活を受けられる環境を整備することとします。

（※地域連携クリティカルパスについては「医療機関の連携・協力体制の整備」を参照）

また、国指定拠点病院においては、府と連携し、二次医療圏の在宅医療を支援する診療所の協力リストを作成するなど、在宅で受けられる緩和ケアの地域連携体制の構築を図ります。

（2）在宅療養を担う医療・介護機関の連携体制の推進

がん医療に係る在宅医療を推進していくためには、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション及び訪問介護事業者等各種介護サービス機関等の医療・介護連携が不可欠です。

このうち、医療機関（病院・診療所）の中でも、日常診療を担当する機関、症状緩和を担当する機関、患者の容体が急変した場合のバックアップ機能の役割を担う機関など、複数の医療機関が必要となります。

また、退院直後から療養生活の質の向上を図るためには、退院前からかかりつけ医をはじめとする関係機関によるカンファレンスを実施するなどチーム体制を構築していくとともに、がん患者・家族へ情報提供していくことが重要です。

このように、多様かつ多職種の機関による連携によって、はじめて、がん患者・家族が住み慣れた家庭・地域での療養生活の実現に結びつけることができます。

府は、地域のがん医療における在宅で受けられる緩和ケアの実施状況について、効果的な取組を行っている地域の連携・取組状況を把握し、大阪府がん対策推進委員会緩和ケア推進部会において、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の推進方策について検討します。

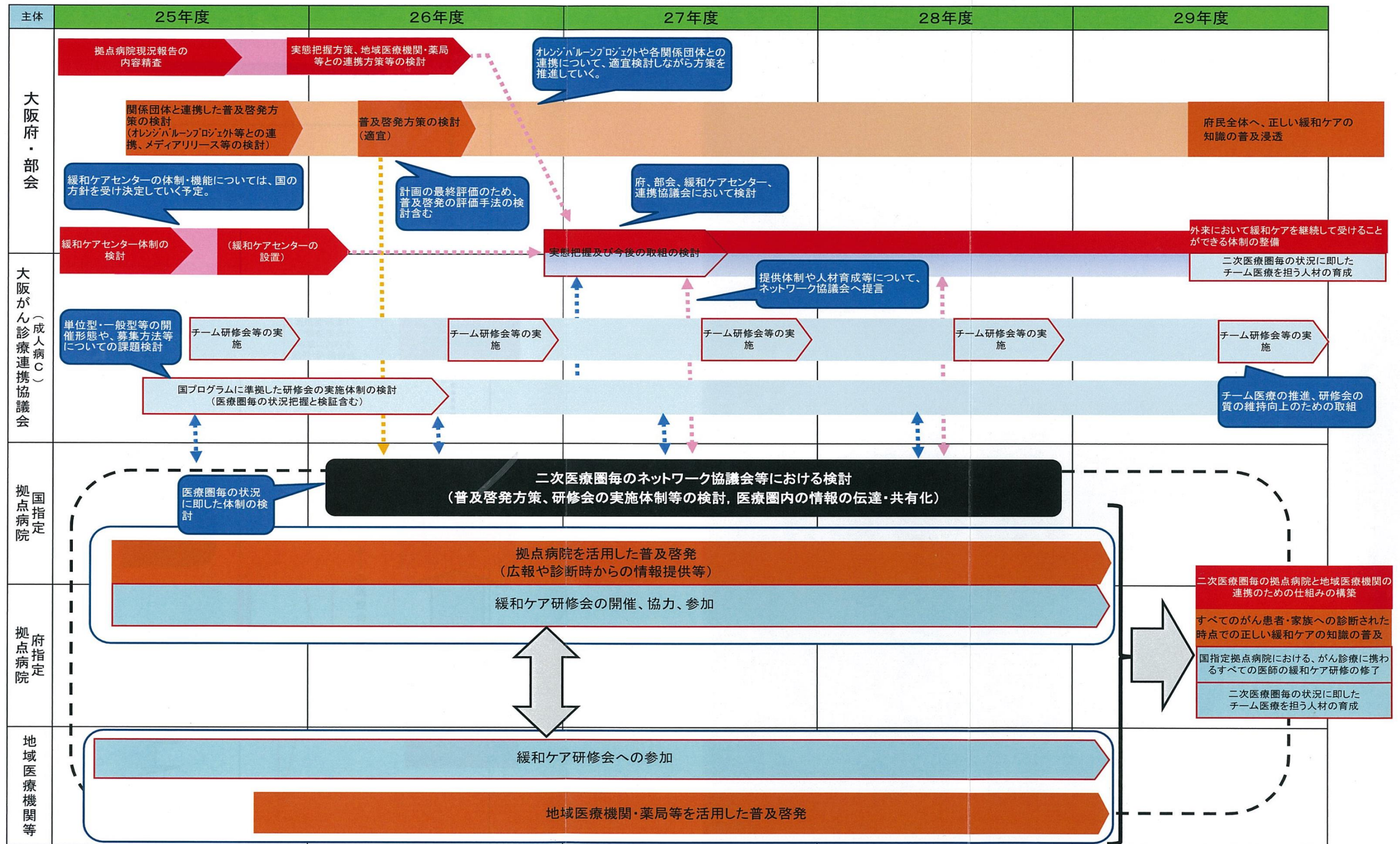
また、地域のがん緩和医療提供体制の推進にあたっては、先述の「緩和ケアの普及」と同様、患者及び家族の利便性をふまえた提供体制の確保が必要であり、がん拠点病院をはじめ、様々な関係機関の連携により提供されます。

さらに、包括的がん医療の推進の視点に立てば、在宅医療の提供と地域における緩和ケアのあり方については、一体的に取り組む方が、より効果的な部分もあるといえます。

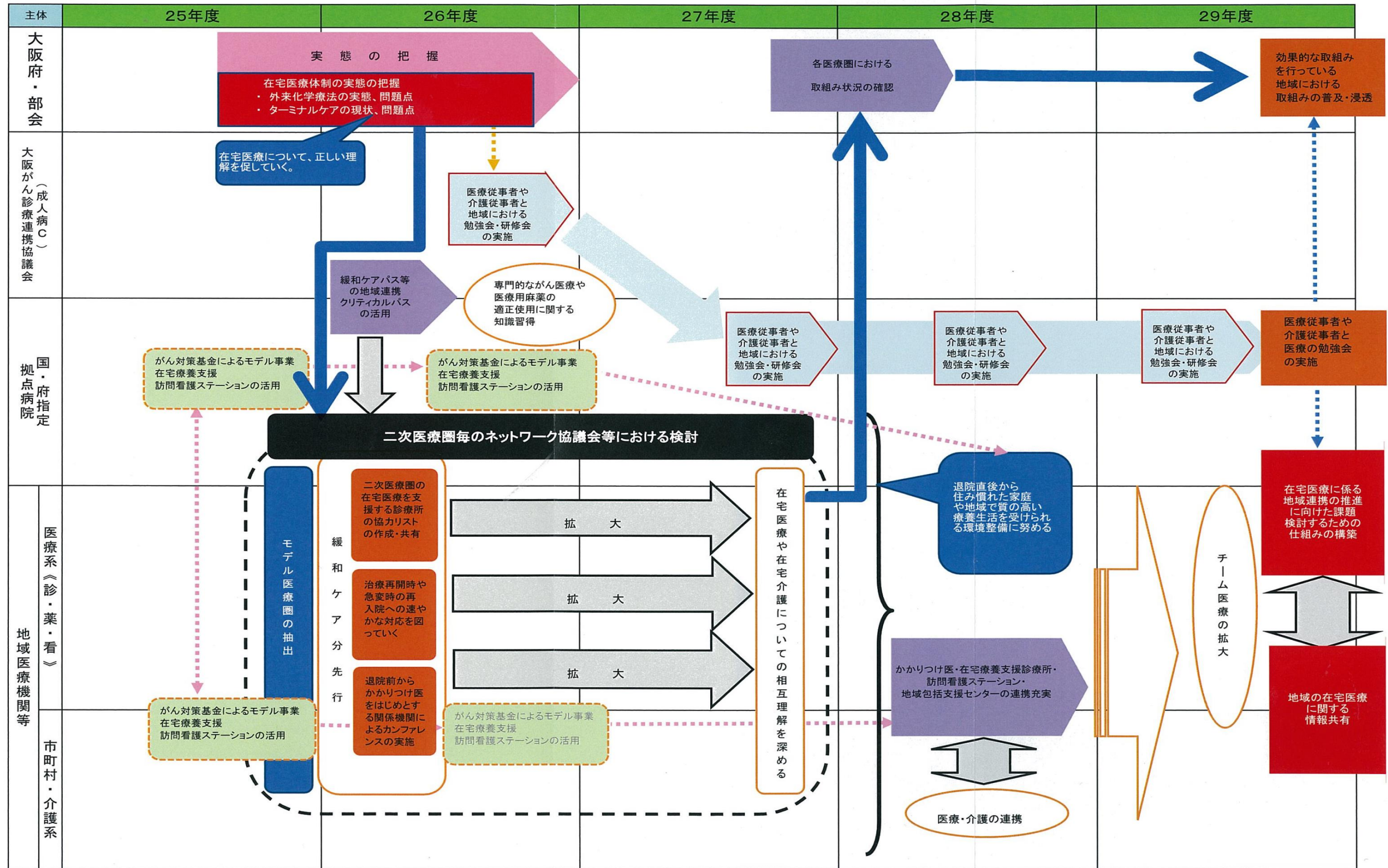
そこで、府は、緩和ケア提供体制の推進のための取組と同様、在宅医療提供体制の推進においても、二次医療圏毎に、国指定拠点病院が中心となり、地区医師会等保健医療関係団体と連携しながら、地域医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び訪問介護事業者等各種介護サービス機関等との情報共有を図り、在宅医療に係る地域連携の推進に向けた課題を検討するための仕組みづくりを構築します。

主な検討課題としては、「かかりつけ医、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等の連携の充実」「治療再開時や急変時の再入院への速やかな対応」等が考えられます。

第二期大阪府がん対策推進計画アクションプラン がん医療の充実(緩和ケアの普及)



第二期大阪府がん対策推進計画アクションプラン がん医療の充実(在宅医療体制の充実)



がん患者等への支援

- 1 がん患者及び家族の療養生活の質の維持向上、精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他がんに伴う負担軽減
 条例

(がん患者等への支援) 第 1 3 条 市は、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担の軽減に資するため、医療機関等と連携し、次の各号に掲げる施策の推進に努めるものとする。 (1) がん患者及びその家族等に対する相談体制の充実強化 (2) がん患者及びその家族等で構成される団体その他の団体が、他のがん患者等に対して、自らの経験等を生かして行う活動の支援 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、がん患者及びその家族等の支援のために必要な施策					
--	--	--	--	--	--

課題

・療養生活における相談窓口での適切な情報提供が必要であるが窓口の連携が不足

堺市での主な取組み内容

条例	実施主体	対象 (働きかけが必要な相手)	事業名等	主な内容	実績など
第 1 3 条(1)	市	市民	がんに関する相談窓口	堺市で設置している医療相談窓口や保健センターによる相談の受付 今後は相談窓口の機能強化とがん診療連携拠点病院等との連携を深め、情報の共有と市民への適切な情報提供を行う。	平成 2 4 年度実績 ・内訳 相談 440 件 その他苦情等 430 件
			就職困難者のための就労相談	働く意欲・希望がありながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる就職困難者等を支援するため、地域の関係機関との連携のもと各種支援を展開し、雇用・就労につなげ、一人ひとりの自立・就労を支援する。	平成 2 3 年度実績 相談件数 492 件 平成 2 4 年度実績 相談件数 699 件
			労働相談	解雇、賃金未払問題等に関する相談を実施	
第 1 3 条(2)	市	市民	健康教育	患者等による講演会の開催	平成 2 4 年度実績 4 回開催 参加者数延べ 156 人 平成 2 5 年度実績（10 月末まで） 5 回開催 参加者数延べ 145 人